



《会計・税務の知識》事業承継のための従業員持株会

日本では会社の承継がうまくできず毎年7万社が廃業し、20万人から35万人の雇用が失われています(2006年度版中小企業白書)。その為、事業承継問題はここ数年注目を浴びています。

今回は、非上場会社における従業員持株会を用いた事業承継対策について取り上げます。

1. 従業員持株会とは

従業員持株会とは、会社の従業員が金銭を拠出し会社の株式を取得する事を目的として運用する組織をいいます。

従業員持株会の形態には次のものがあります。

- ①民法667条の規定に基づく組合
- ②人格のない社団
- ③従業員がそれぞれ直接株主になるもの

実際には、①民法667条の規定に基づく組合が大半です。

当該民法上の規定に基づく組合形態は下記の様な特徴があります。

- ・株主の名義は従業員持株会の理事長名義である
- ・従業員持株会の財産や損益は従業員持株会の構成員(従業員)の持分に応じて帰属する

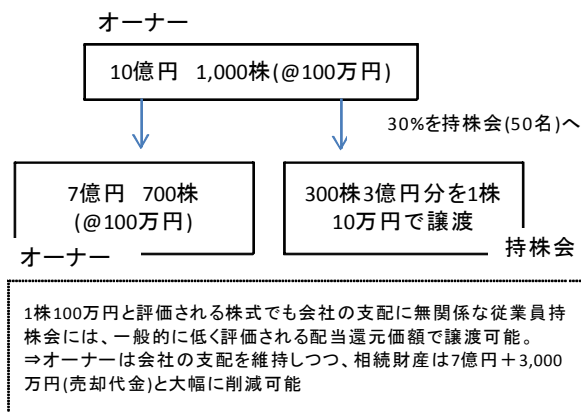
2. 事業承継上のメリット

事業承継にあたって、従業員持株会を導入することは下記のようなメリットがあります。

① 相続財産の評価引下げ

オーナーの株式を従業員持株会に譲渡すると、オーナーが所有する自社株式数が減少し、相続財産を圧縮することが可能となります。

【例】



② 安定株主対策

従業員持株会規約で退会時に持株会が買取る等の規定を設けることで、株主が分散することなく安定化が図れます。

③ 従業員のモチベーション向上・福利厚生

株式を保有する事により会社への帰属意識が強まること等により、従業員のモチベーションの向上効果が期待できます。また、配当により福利厚生の充実が図れます。

3. 留意すべき事項

スムーズな事業承継という目的を果たすために、持株会の運営上、主に次の様な留意点があります。

① 従業員持株会の保有割合

オーナーは会社の支配権を確保する為、株主総会の特別決議を承認できる3分の2以上の議決権を保有し、従業員持株会の保有割合は3分の1以下にするのが一般的です。なお、従業員持株会の株式については議決権制限株式とし、更に支配権を強固なものにする方法もあります。

② 従業員持株会規約

運営を円滑にする為、従業員持株会に次の様な規制を設けることが望まれます。

- ・議決権は従業員持株会の理事長が行使する
- ・退職した際は持株会が持分を買取ること
- ・買取価額や算定方法

③ 継続的な配当の実現

従業員は配当を得るために従業員持株会に参加しているため、可能な限り配当を行い、従業員の士気を高める必要があります。

4. オーナーの自社株移動に係る課税関係

従業員持株会への移動方法には、贈与・譲渡・第三者割当増資が考えられますが、オーナーに譲渡益が生じた場合、譲渡益に課税されます。また、従業員持株会に低額で譲渡・贈与した場合、各従業員に贈与税が課される可能性があります。

5. まとめ

従業員持株会は、従業員の福利厚生とオーナーの相続・事業承継対策に役立つなど様々なメリットがあります。しかも、設立には特別な登記等も不要であり容易に作れます。しかし、安易に設立され、後日トラブルになる例も少なくありません。会計事務所や金融機関等にご相談し、確実に機能させ目的を果たす運用を実行して頂きたいと思ひます。

(担当: 椿 祐輔)